

基本政策V 安全で快適に暮らせるまちづくり

政策1 まさか(大規模災害や事件・事故など)の不安が少ないまちづくり

■ 取り組み状況と成果

● 防災・減災³⁸ 対策の推進

災害発生に備え、洪水ハザードマップ³⁹を策定、全世帯に配布し、浸水想定区域図・土砂災害危険箇所や各地の避難所等の周知に努めました。また、指定避難場所(学校体育館等)の耐震化の実施、防災行政無線、消防施設等の整備、災害時における生活必需品の供給などの各種協定、AED⁴⁰の設置、自主防災組織への活動支援を実施しました。

● 防犯体制の整備

子どもや高齢者をはじめとする市民が犯罪に巻き込まれることがないように、青色防犯パトロール車による巡回、防犯灯の設置、地域の自主防犯組織等の設立を推進しました。

● 交通安全の推進

市民の交通安全の確保を図るため、専門交通指導員の増員、カーブミラーの設置を行いました。また、交通安全関係団体として交通安全母の会が設立されたほか、葦崎交通安全協会登美支部と塩崎支部が双葉支部として統合されたことにより、交通安全対策における市民との協働体制の充実が図られました。

● 治山・治水対策の推進

危険箇所の落石を防止するため、市内林道に落石防止ネット工事を行いました。また、県事業により砂防堰堤工事を行いました。

● 雨水処理対策の推進

道路側溝、水路改修については、大雨時の増水に対応した改修に努めました。

38 減災

災害時において発生し得る被害を最小限に抑えるための取り組み。

39 ハザードマップ

過去の災害記録や科学的な研究、実地調査などをもとに危険な場所や避難経路を地図上に表したものを言います。

40 AED(エーイーディー)

自動体外式除細動器。必要に応じて電気的なショックを与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器。

■ 現状と課題

● 非常時に強いまちづくり

本市では、東海地震など大地震の発生が懸念される中、災害時に備え、防災対策を進めています。今後はさらに、自主防災組織や災害弱者の支援体制の強化・充実、また、災害協定の拡充を図ることが必要です。

常備消防⁴¹と救急体制は、甲府地区消防本部と峡北消防本部に管轄が分かれています。県消防広域化推進協議会が設立され、県内一本化に向けて協議を行っています。

一方、峡北消防本部の管轄エリアにおける人口や世帯数の分布、さらに火災や救急出動の状況から、双葉地区への消防分署の設置が必要となっています。また、消防団については、計画的に消防車両や施設の整備を進めていますが、団員の確保が課題となっています。

● 犯罪の抑止対策

本市の刑法犯認知件数⁴²は、大型商業施設の開業などにより、今後の増加が懸念されます。このため、市民・地域・警察・行政などが一体となって防犯意識を高めるとともに、防犯灯などの施設整備を計画的に進めていく必要があります。また、犯罪の抑止に向けて甲斐警察署設置が急務となっています。

● 交通事故の未然防止

警察署など関係機関と連携を図り、子どもや高齢者などの交通弱者を含め、広く市民に交通安全意識の普及啓発に努めるとともに、交通安全施設の整備などにより交通環境を改善していくことが必要となっています。

● 大雨に備えた治山・治水対策の推進

本市は、河川や水路の増水による住宅地での浸水や冠水の恐れがある一方で、山間部では土石流や急傾斜地崩落など山地災害の発生が懸念されています。土石流危険区域等については、洪水ハザードマップを市民に配布しましたが、今後さらに市内の危険個所の把握に努めながら、周知を徹底する必要があります。また、引き続き土石流や山地災害の発生が懸念される場所については、上部機関と協議のうえ整備を進めていく必要があります。

● 都市化に伴う雨水被害の発生

開発による土地の宅地化や近年の集中豪雨などにより、市内でも道路冠水などの浸水被害が見られます。このため、雨水処理に対応した水路改修や公共都市下水道の整備など雨水対策の推進が必要です。

41 常備消防

消防署やその出張所のことで、専任の職員が勤務しているものを言います。

42 刑法犯認知件数

警察等の捜査機関によって、犯罪の発生が認知された件数を言います。

■ 施策の方向

(1) 防災・減災対策の推進

地域防災計画を推進し、災害に備えた自主防災組織の強化、災害弱者の支援、建築物の耐震化、情報伝達網の整備、水・食料の確保を進めます。また、峡北消防本部の管轄エリアにおける人口や世帯数の分布、さらに火災や救急出動の状況から、双葉地区への消防分署の設置を推進します。

併せて、市民防災マニュアルやハザードマップを活用し、市民の防災・防火意識の高揚を図ります。

[主要事業]

- ▶ 市民の防災・防火意識の普及・啓発
- ▶ 防災施設・体制の充実
- ▶ 減災対策の推進
- ▶ 救急・消防体制の充実

(2) 防犯体制の整備

防犯パトロールの実施や防犯灯の設置などを引き続き進め、市民・地域・警察・行政が一体となって、子どもや高齢者をはじめとする市民が犯罪に巻き込まれることがないように、安全確保に努めます。

また、甲斐警察署設置に向けた要望活動等を引き続き行っていきます。

[主要事業]

- ▶ 防犯意識の普及・啓発
- ▶ 防犯施設・体制の充実

(3) 交通安全の推進

子どもや高齢者など交通弱者に重点をおいた交通指導を進めるとともに、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めます。

[主要事業]

- ▶ 交通安全指導の推進
- ▶ 交通安全施設の設置

(4) 治山・治水対策の推進

災害パトロールを実施し、危険個所の発見に努めるとともに、関係機関と連携して治山・治水対策を推進します。

[主要事業]

- ▶ 治山対策の推進
- ▶ 河川の整備推進

(5) 雨水処理対策の推進

大雨時の増水に対応した水路の改修、及び公共下水道整備に基づく雨水処理対策を推進します。

[主要事業]

- ▶ 浸水対策事業の推進
- ▶ 水路の整備

■ 政策の達成目標 【成果指標】

指標名	指標の説明	指標の算出方法	前期基本計画策定時値		現況値		目標値
災害発生時の避難場所・避難経路を知っている市民の割合	防災情報に関する市民への啓発の成果を示す指標	市民アンケート調査において、知っていると答えた者の割合	—		88.0%	H21	100.0%
けが人や病人に応急手当ができる市民の数	災害時の応急対策への備えの状況を示す指標	消防署が実施する応急手当の講習会(普通救命講習会等)を受講した市民の数(過去3年間)	2,093人	H16	1,966人	H21	2,200人
火災発生件数(出火率)	消防活動による火災予防に対する市民への意識啓発を示す指標	人口1万人あたりの1年間の火災発生件数	6.4件	H16	4.7件	H21	4.0件
防犯体制に対する市民の満足度	防犯活動や防犯灯の設置など防犯対策の成果を示す指標	市民アンケート調査において、肯定的回答をした人の割合	—		70.7%	H21	80.0%
交通事故発生件数(年間)	交通安全施設整備、交通安全教育の成果を示す指標	1年間に市内で発生した人身事故の件数	647件	H16	617件	H21	450件
都市下水道の整備面積	雨水排水施設の整備状況を示す指標	公共下水道などで雨水を排除することができる区域の面積	170ha	H16	170ha	H21	170ha

※ 前期基本計画策定時値が「—」で表示してあるものは前期基本計画策定時値が明らかでないことを表します。



政策2 潤いのある水と緑に囲まれたまちづくり

■ 取り組み状況と成果

● 緑化の推進

本市の緑化行政について基本的な考え方を明らかにし、市民・地域・企業・行政が協働して緑化施策を展開する計画として、平成21年3月に甲斐市緑の基本計画を策定しました。

また、生け垣・花壇設置の奨励、イベント等を利用した花苗プレゼント、結婚・誕生・新築に際した記念樹の配布を行うとともに、花と緑のまちづくり推進協議会と連携して市民の緑化意識の高揚を図りました。

● 公園整備の推進

水と緑に囲まれた環境の中で、市民が快適に楽しく利用できる拠点として玉幡公園の整備を行いました。また、災害時の避難場所としての機能を備えた、志麻の里防災公園の整備を進めるとともに、既存の公園の適正な維持管理に努めた結果、平成21年度の市民アンケート調査では比較的高い満足度が示されました。

■ 現状と課題

● 緑による潤いのあるまちづくり

本市では、緑化啓発イベントの開催や家庭での生け垣や花壇設置の奨励など、花と緑あふれるまちづくり（ガーデンシティ・甲斐）を進めています。

市民・地域・企業・行政が一体となって緑による良好な景観形成を進める中で、さらに地域やボランティアによる活動の拡大を目指します。

● 進む公園整備

本市には、赤坂台総合公園（ドラゴンパーク）・玉幡公園（Kai・遊・パーク）・敷島総合公園・双葉水辺公園などをはじめとした、大小多数の公園が整備されています。これらの公園は、市民生活に潤いや安らぎを与えるばかりでなく、イベント会場や防災機能を有するなど多様な役割を担っています。

市民一人あたりの公園面積の拡大、さらなる緑化の推進を目指し、緑の基本計画に基づいた公園整備を行っていく必要があります。

■ 施策の方向

(1) 緑化の推進

市民・地域・企業などと連携して市内の住宅地や公共用地への植栽を進め、花と緑のあふれるまちづくりを推進します。

【主要事業】

- ▶ 花と緑のあふれるまちづくりの推進

(2) 公園整備の推進

潤いと安らぎの場として、都市公園・ポケットパークなどの整備を進めます。

【主要事業】

- ▶ 都市公園の整備
- ▶ 身近で親しめる公園の整備

■ 政策の達成目標 【成果指標】

指標名	指標の説明	指標の算出方法	前期基本計画 策定時値		現況値		目標値
まちが花と緑に囲まれていると感じる市民の割合	緑化の推進による成果を示す指標	市民アンケート調査において、感じると答えた者の割合	—		54.4%	H19	60.0%
一人あたり都市公園面積	公園整備の状況を示す指標	市内の都市公園面積÷常住人口	5.7㎡/人	H16	6.13㎡/人	H21	7.5㎡/人

※ 前期基本計画策定時値が「—」で表示してあるものは前期基本計画策定時値が明らかでないことを表します。



政策3 快適な生活環境があるまちづくり

■ 取り組み状況と成果

● 上水道等の整備

平成19年度に水道ビジョンを策定し、安心・安全な給水のため、基幹管路の耐震化、石綿管の布設替えを実施しています。また、業務効率化のため、料金収納業務の民間委託、施設の運転管理等の第三者委託を実施するとともに、平成20年度に住民サービス向上のため、竜王地区・双葉地区の料金統一を行いました。

● 生活排水処理の充実

河川の水質向上のため、平成19年度に下水道計画区域の見直しを行い、新たに北部地域を中心に合併処理浄化槽設置区域を設定し、公共下水道と併せて推進しました。

● ごみ・し尿処理施設の充実

平成19年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、生ごみ処理機の購入補助、剪定枝粉碎処理事業、廃食用油回収事業などを行い、ごみ減量化を推進しました。

● 循環型社会の確立

環境講座・親子環境ツアーの開催、環境副読本の配布などを通じて、環境意識の高揚を図りました。また、地域の有価物回収運動への助成、リサイクルステーションの増設などを行い、分別収集を推進しました。

● 生活環境の保全

地域での環境美化活動への支援、環境測定結果の公表、不法投棄監視員による監視活動、アスベスト調査などを実施して生活環境の保全に努めました。

● 優良宅地等の供給促進

平成17年7月に甲斐市宅地開発指導要綱を策定し、民間宅地開発に対する指導、助言を行っています。

● 公営住宅の整備

平成20年度に策定した住宅マスタープランに基づき、火災報知器の設置を行うなど公営住宅の適正な維持・管理に努めました。

● 新たなエネルギーの普及

クリーンエネルギー普及のため、竜王新庁舎、竜王駅周辺街路灯へ太陽光発電システムを設置しました。また、民間事業者との共同による地中熱利用の調査研究に参画しました。

■ 現状と課題

●安全で安定した水の供給

良質で安全なおいしい水を安定供給していくためには、計画的に施設の更新を行うとともに、漏水調査等を通じて、給水に見合った収入の確保を図り、水道事業の経営を安定させる必要があります。また、本市の上水道は複数の事業者や方式により供給されており、将来的な観点からも統合が課題となっています。

●改善が進む生活排水

本市の生活排水クリーン処理率⁴³は80.7%で山梨県の平均を上回っています（平成22年3月末）。今後、公共下水道事業の推進や合併処理浄化槽の普及を進め、さらに排水処理の改善を図っていくことが必要です。

●広域行政によるごみ処理・し尿処理

本市で発生するごみやし尿は、中巨摩地区広域事務組合と峡北広域行政事務組合で処理されています。ごみの排出量は、減量化の取り組みなどにより減少傾向にありますが、さらに減量化を推進していく必要があります。また、悪臭や水質汚濁を防ぐため、し尿の適切な処理を促進する必要があります。

●環境にやさしいまちづくりの推進

地球温暖化を防止し資源循環型社会⁴⁴を形成していくためには、市民一人ひとりの日ごろの心がけが大切であり、省資源や省エネルギーに関する意識の喚起が重要です。

●快適な生活環境の確保

本市では、自治会を中心に環境美化活動が行われていますが、今後も市民自らが地域の環境を守る活動を支援していくことが必要です。また、本市では大きな公害問題の発生はありませんが、山間地などでは、不法投棄が見られ、監視が必要です。

●質の高い宅地の供給

本市では、主に民間主導による宅地の供給が行われてきました。行政の適切な指導と規制による質の高い住環境の創設が今後も望まれます。

43 生活排水クリーン処理率

生活排水を処理する施設は、下水道や合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設などがあり、地域特性に応じて導入可能なものが順次整備されていますが、これらの処理施設による処理人口の総人口に占める割合を言います。

44 資源循環型社会

大量消費・大量廃棄型社会から脱却し、環境負荷をできる限り抑制する仕組みが組み込まれている社会のことを言います。

●公営住宅の整備

市営住宅の多くで老朽化が進んでおり、住宅マスタープランに基づく計画的な整備が必要です。

●新たなエネルギーの活用促進

環境に対する負荷が少なく、安定した供給が可能な新たな自然エネルギーが注目されています。今後、公共施設等において太陽光発電などの新たなエネルギーの利用を進めるとともに、一般家庭や事業所などへの普及を図っていく必要があります。



■ 施策の方向

(1) 上水道等の整備

水道施設の改修や更新、耐震化を進め、安心・安全な供給の確保に努めます。

[主要事業]

- ▶ 安全で安定した水の供給の推進
- ▶ 老朽化した水道施設の改修・更新

(2) 生活排水処理の充実

公共下水道事業、合併処理浄化槽事業を推進し、河川の水質保全などを進めます。
また、農業集落排水施設などの適切な維持管理を図ります。

[主要事業]

- ▶ 公共下水道事業の推進
- ▶ 合併処理浄化槽設置の推進

(3) ごみ・し尿処理施設の充実

ごみ・し尿処理施設の適切な維持管理に努めます。

また、ごみの分別収集の徹底や、し尿の適切な処理の推進を図ります。

[主要事業]

- ▶ ごみ減量化の推進
- ▶ し尿の適切な処理の推進

(4) 循環型社会の確立

持続可能な循環型社会や低炭素社会の構築に向け、環境基本計画を策定するとともに、市民・行政が一体となって環境に優しい取り組みを推進します。

[主要事業]

- ▶ 環境にやさしいまちづくりの推進
- ▶ 4R運動⁴⁵の推進

⁴⁵ 4R(ヨンアール)運動

ごみになるものを断つ(Refuse)、買う量を減らす(Reduce)、繰り返し使う(Reuse)、資源として再利用する(Recycle)の4つのRを推進することを言います。

(5) 生活環境の保全

住民主体の美化活動を推進するとともに、不法投棄・水質汚濁・土壌汚染などの防止に向け監視を強化します。

また、公害の苦情や相談に迅速に対応できる体制を整備します。

[主要事業]

- ▶ 環境美化運動の推進
- ▶ 公害防止対策の推進

(6) 優良宅地等の供給促進

民間の宅地開発に対する適切な指導・誘導を行うとともに、暮らしやすい住環境の整備を図ります。

[主要事業]

- ▶ 宅地開発にかかる適切な指導・規制の推進
- ▶ 良好な住宅・住環境の推進

(7) 公営住宅の整備

老朽化が進んだ住宅の計画的な整備を進めます。

[主要事業]

- ▶ 質の高い公営住宅の計画的な整備

(8) 新たなエネルギーの普及

太陽光発電や低公害車などの普及を図るとともに、新たなエネルギー情報の提供と利用促進に努めます。

[主要事業]

- ▶ 公共施設への新たなエネルギーの導入推進
- ▶ 新たなエネルギーの普及啓発



政策の達成目標 【成果指標】

指標名	指標の説明	指標の算出方法	前期基本計画 策定時値		現況値		目標値
生活排水クリーン処理率	生活排水処理の状況を示す指標	生活排水処理区域人口÷総人口×100	68.8%	H15	80.7%	H21	85.3%
ごみのリサイクル率	ごみの資源化への取り組み状況を示す指標	資源ごみ÷家庭ごみ×100	16.4%	H16	16.1%	H21	19.0%
一人一日あたりごみ排出量	ごみの減量化の成果を示す指標	一般ごみの年間収集量÷総人口÷365日	650g	H16	625g	H21	610g
環境保全活動に対する市民の割合	環境美化に対する市民の取り組み意識を示す指標	市民アンケート調査において地域の清掃や美化活動へ参加と答えた者の割合	—		76.8%	H21	80.0%
公営住宅の整備	中高層団地への整備を示す指標	中高層団地への整備戸数	138戸	H17	138戸	H21	164戸
クリーンエネルギーによる発電設備の施設数(民間も含む)	新エネルギーの開発普及の取り組みを示す指標	クリーンエネルギー(太陽光・風力)により電力が生成できる発電施設	2カ所	H17	4カ所	H21	10カ所

※ 前期基本計画策定時値が「—」で表示してあるものは前期基本計画策定時値が明らかでないことを表します。

政策4 豊かな自然環境と都市の便利さが共存するまちづくり

■ 取り組み状況と成果

● 自然保護・自然環境の保全

野生生物による農林産物などの被害に対応するため、平成20年度に鳥獣被害防止計画を策定し、有害鳥獣防護柵を設置しました。

自然景観の保全については、自然監視員による巡回・監視を実施するとともに、特に山林の保全については、松くい虫防除を実施したり、山林の保全を目的に間伐を実施しました。

● 秩序のある都市計画の推進

平成20年度に都市計画関連事業の指針とするため、都市計画マスタープランを策定するとともに、まちづくり交付金・社会資本総合整備制度を活用した総合的な安心・安全なまちづくりを推進しました。

● 適正な土地利用の推進

調和のとれた土地利用のため、国土利用計画法に基づく監視を行い適正な土地取引の促進を図りました。



■ 現状と課題

● 自然環境の保全

本市の北部地域は、秩父多摩甲斐国立公園⁴⁶に指定された地域を中心に豊かな自然環境が広がっています。しかし、森林が適正に保全されていないため山麓部や里山地域では、イノシシなど野生動物による農林産物などの被害が発生しており、自然環境の保護と人との共存が課題です。

● 都市計画区域の見直し

本市の都市計画区域は、制度の異なる甲府都市計画区域と韮崎都市計画区域からなり、総合的な見直しが必要です。また、区域区分（線引き）⁴⁷の必要性や幹線道路網の整備など都市施設の見直しが課題です。

● 地域特性にあった土地利用の推進

本市の土地利用は、農地9.6k㎡、宅地10.7k㎡、山林などその他51.6k㎡となっています（平成20年度）。市民アンケートでは「計画的で秩序ある土地利用が行われている」と感じる人の割合は約55%で、さらなる市民の満足度が得られるように甲斐市にあった施策の推進が必要です。



⁴⁶ 秩父多摩甲斐国立公園

昭和25年7月10日に秩父多摩国立公園に指定され、平成12年8月10日に秩父多摩甲斐国立公園と名称変更されました。

⁴⁷ 区域区分（線引き）

都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」の2つの区域に区分することを言います。

■ 施策の方向

(1) 自然保護・自然環境の保全

自然保護に対する市民の関心を高め、市民が活動に参加する機会を促進するとともに、適切な鳥獣被害防止対策を進めながら自然の保護や自然環境の保全に努めます。

【主要事業】

- ▶ 貴重な自然や環境保護の推進
- ▶ 市民参加型の自然保護活動の推進

(2) 秩序のある都市計画の推進

2つの異なる都市計画区域から生じる土地利用格差や、市が目指すべき都市計画への影響を解消するため、法定計画である県区域マスタープランと市マスタープランとの整合性を図り、安全で快適な空間が確保された都市づくりを推進します。

【主要事業】

- ▶ 総合的・一体的な都市づくりの推進

(3) 適正な土地利用の推進

開発と保全の調和のとれた土地利用を促進するとともに、都市施設の整備などと連動した計画的な都市形成を推進します。

【主要事業】

- ▶ 用途区域に基づく適正な土地利用の誘導

■ 政策の達成目標 【成果指標】

指標名	指標の説明	指標の算出方法	前期基本計画 策定時値		現況値		目標値
自然環境の保全と自然と共生する地域づくり	自然環境の状況を把握し、必要に応じた規制等を行うとともに、市民の自然環境保護事業への参加状況を示す指標	自然保護活動に参加する市民の割合	—		12.6%	H21	15.0%
計画的で秩序のある土地利用が行われていると感じる人の割合	適正な土地利用の状況を示す指標	市民アンケート調査において、感じると答えた者の割合	—		54.9%	H21	60.0%
用途地域面積	計画的な都市機能の配置や環境保全の状況を示す指標	用途地域面積÷都市計画区域面積×100	—		50.1%	H21	50.1%

※ 前期基本計画策定時値が「—」で表示してあるものは前期基本計画策定時値が明らかでないことを表します。